

三次市空き家情報バンク制度 利用希望登録のながれ (空き家を買いたい方、借りたい方)

◆登録できる方

次の**すべてに該当**する方

- ・三次市外に住んでいる方、もしくは三次市に転入して1年を経過していない方
- ・空き家所在地の地域活動等に積極的に取り組むことができる方
- ・空き家に関する売買や賃貸借の契約締結後に居住することができる方

◆登録期間

登録年度を含めて3か年度

※ただし、三次市への転入後も空き家バンクを利用する場合は、転入後1か年度を経過するまでです。

例：三次市外に住んでいる方が令和7年（2025年）4月1日に転入した場合、令和8年（2026年）3月31日まで登録可能。
（登録期間は、令和10年（2028年）3月31日までとなります。）

◆提出書類

- ・三次市空き家情報バンク利用希望登録申請書兼誓約書（様式第6号）

1	利用希望 登録申請	（1）次の様式に、必要事項をもれなく記入してください。 ・三次市空き家情報バンク利用希望登録申請書兼誓約書（様式第6号） （2）（1）の書類を、三次市（まちづくり交通課 移住定住推進係、各支所）に直接、または郵送で提出してください。 ※様式は、三次市ホームページからダウンロード、印刷できるほか、三次市本庁、各支所でも入手できます。 ※ダウンロードや来庁ができない場合は、まちづくり交通課 移住定住推進係または、各支所までご連絡ください。様式を郵送します。
---	--------------	--



2	利用希望 登録完了	万が一、空き家情報バンクへの登録が認められない場合は、三次市からその旨を連絡します。
---	--------------	---



3	空き家の 情報提供	空き家の情報提供の方法は、次の3通りです。 (1) 三次市（まちづくり交通課 移住定住推進係、各支所）での台帳閲覧 (2) 三次市ホームページへの掲載 (3) 国、広島県等のウェブサイトや各情報誌への掲載 ※(2)(3)の方法による情報提供は、物件の基本情報のみで、空き家利用希望登録者以外でも閲覧できます。 ※物件や空き家登録者の詳細情報については、空き家情報バンク利用登録者のみに提供します。
---	--------------	--



4	空き家見学	(1) 空き家利用希望登録者から空き家見学や交渉の申し出があった場合、三次市から空き家登録者に連絡します。 (2) 空き家登録者の承諾をいただいた後に、見学日等を三次市もしくは当事者間で調整します。 (3) 基本的には、空き家登録者、空き家利用希望登録者、三次市（地域によっては集落支援員）の立ち会いで見学・紹介を行います。見学等の当初もしくは途中から、当事者間で連絡先等を交換して空き家見学を行っていただいても構いません。 ※空き家の見学には日程調整が必要です。日にちや時間に余裕をもってご連絡ください。 ※空き家登録者が遠方にお住まいの場合等、諸事情によっては空き家物件の見学ができない場合もあります。
---	-------	--



5	交渉・契約	(1) 紹介後の交渉・契約等は、当事者間で行ってください。 (2) 交渉成立の有無に関わらず、空き家見学の経過をまちづくり交通課 移住定住推進係へ連絡してください。 (3) 成約した場合は、三次市空き家情報バンク利用希望登録抹消届出書（様式第9号）を三次市（まちづくり交通課 移住定住推進係、各支所）に直接、または郵送で提出し、利用希望登録の抹消手続きを行ってください。 ※様式は、三次市ホームページからダウンロードできるほか、三次市本庁・各支所でも入手できます。 ※ダウンロードや来庁ができない場合は、三次市（まちづくり交通課 移住定住推進係、各支所）までご連絡ください。必要書類を郵送します。
---	-------	---

ご注意ください！

- ▶ 三次市は、空き家登録者と空き家利用希望登録者の間で行われる売買や賃貸借に関する仲介行為には、一切関与しません。
- ▶ 交渉や契約等に関するトラブル等についても、当事者間で責任をもって解決をお願いします。

三次市空き家情報バンク制度 Q & A

(空き家を買いたい方、借りたい方)

Q1 空き家情報バンク利用の申請や登録をするには、費用は掛かりますか？

A1 不要（無料）です。

Q2 空き家物件の情報は、どの程度まで提供されますか？

A2 空き家情報バンク利用登録者以外には、空き家の写真、所在地（町名もしくは大字まで）、間取り、賃貸及び売却希望価格、設備状況、農地の有無等の基本情報までです。

Q3 借りたい空き家、買いたい空き家はすぐにみつかりますか？

A3 空き家の状態、需要の有無、タイミング等によって異なるため、空き家情報バンクに利用希望登録しても貸し手、売り手がすぐに見つかるとは限りません。

Q4 空き家利用希望の登録内容を変更するには、どうしたらいいですか？

A4 登録申請書の★部分（申請者の郵便番号、住所、氏名、電話番号）に変更が生じた場合は、三次市空き家情報バンク利用希望登録変更届出書（様式第7号）を提出してください。

Q5 空き家登録者と直接連絡をとりたいので、連絡先を教えてくださいませんか？

A5 空き家登録者の承諾を得た情報のみを、空き家情報バンク利用登録者にお伝えします。また、空き家見学時に、当事者間で連絡先を交換いただくことも可能です。

Q6 空き家見学は、土曜日や日曜日でも可能ですか？

A6 原則は、平日にて対応しています。諸事情によりやむを得ない場合は、事前に日程を調整して土曜日や日曜日に見学することも可能です。

Q7 一度（同日）に複数の空き家を見学する事は可能ですか？

A7 空き家見学は、原則として一度に1物件です。複数の空き家見学をご希望の際は三次市（まちづくり交通課 移住定住推進係、各支所）の立ち会いができない場合や、空き家見学の日程調整を当事者間で直接行っていただく場合があります。

Q8 空き家見学の際に、必要なものはありますか？

A8 特にありませんが、カメラ等による空き家の写真撮影は、空き家登録者に承諾を行ってください。その他、スリッパ、方位磁石、メジャー等は、空き家情報バンク利用登録者のご判断にお任せしています。

Q9 空き家には、すぐに住むことができますか？

A9 家財道具や仏壇が残っている空き家や、相続後の所有権移転登記手続きが完了していない空き家は、すぐに居住できない場合もあります。
なお、空き家に関する売買や賃貸借の契約締結後に居住していただくことが、空き家情報バンク利用登録の条件の1つです。

Q10 農地（田畑等）も一緒に購入することは可能ですか？

A10 空き家の敷地内にある家庭菜園等については問題ありませんが、農地の取得（売買・賃貸借等）は農地法で制限される場合があります。また、農地の取得には申請及び許可が必要ですので、農業委員会へご相談ください。

Q11 空き家を改造しても良いのですか？

A11 賃貸の空き家物件については、空き家登録者の承諾を得た場合のみ増築、改築、改造等の用途変更は可能です。

Q12 空き家の利用に対して、三次市からの支援（補助金など）はありますか？

A12 改修については「三次市空き家バンク改修補助金」があります。
空き家情報バンク利用登録者が、三次市空き家情報バンクに登録された空き家を購入して改修工事を行う場合、改修費用の一部を補助します。
（補助率2分の1、基本額50万円、上限50万円までの加算あり）

※補助の申請等には一定の条件があります。詳しくは事前にお問い合わせ下さい。

Q13 売買・賃貸借の契約書締結、所有権の移転登記手続き、空き家の改修等について、専門家や業者を紹介してもらえますか？

A13 三次市では、専門家や業者の紹介は行っていません。電話帳やインターネット等でお探しいただくほか、広島司法書士会北部総合相談センターの無料相談（相談時間等をご確認ください）をご利用ください。

※広島司法書士会は、広島県内に事務所をおく司法書士で構成されており、県内に10の支部が設置されています。

北部総合相談センターは、その支部の1つです。

名称：広島司法書士会北部総合相談センター

住所：広島県三次市十日市西六丁目10番45号

みよしまちづくりセンター内

電話：0824-63-2217

Q14 契約の際には、不動産業者の仲介が必要ですか？

A14 契約に関するトラブル防止や円滑な取引のためにも、専門家である不動産業者等の仲介をお願いしています。

【お問い合わせ】 三次市地域共創部

まちづくり交通課 移住定住推進係

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL：0824-62-6129 FAX：0824-62-6235